

令和 5 年度 事業計画書

令和 5 年度の事業計画については、一般財団法人として内閣府から認可を受けた以下のような実施事業（継続事業）及びその他事業を進めていくとともに、安定的な収益の確保に向けて新たな役務業務のあり方を継続して検討していく。

1. 実施事業の概要（公益目的支出計画に基づく継続事業）

（1）調査研究事業

① 空域安全性評価業務補助作業 [航空局]

- ・航空路における垂直間隔短縮（RVSM）の 1,000 フィート適用に対する飛行高度の安全性評価を支援。

※ICAO の主導で関係国が世界的に毎年実施しているもので、当該評価に必要なデータの分析作業となる。

② 航空安全プログラムの適用に伴う安全情報（自発報告）分析作業 [ATEC]

- ・パイロットや管制官などが体験したヒヤリハット情報を自発的に報告させてウェブ等で公開し、関係者がこれらの情報を共有して安全運航に活用するための情報を分析。

※航空局から航空輸送技術センター（ATEC）に毎年発注される契約の一部請負。

最終的に「FEED BACK」というタイトルで公開される。

（2）国際協力事業

① 航空管制官協会国際連盟（IFATCA）との連携

- ・積極的に IFATCA 国際会議に国交労組と参画し、参加国の航空管制に対する取り組みや将来構想、航空管制官の待遇等に関して情報交換を実施。

令和 5 年度からは正式にプロフェッショナル&リーガル委員会（PLC）に参画し、航空管制官の職業における人的および環境的要因に関する問題（採用・訓練・安全・事故等）を研究する予定。

※IFATCA 年次総会は令和 5 年 5 月 8 日～12 日、場所はジャマイカを予定。

IFATCA アジア太平洋地域会議の日程及び場所は現在のところ未定。

② 東アジア航空交通管理調整グループ（EATMCG）の参画

- ・EATMCG は ICAO の非公式検討グループであり、他の国際会議では十分にカバーできない管制上の問題について、日本、韓国、台湾、香港、フィリピン等の航空当局と IFATCA の関係メンバーが参画して議論。

令和 5 年度においても、航空局と調整を図りながら東アジア地域の諸問題解決に向けて検討を継続。

※EATMCG15 は令和 5 年 3 月 16 日～17 日、リモート会議で実施される予定。

(3) 知識の普及事業

- ・学校法人、地方公共団体、航空機操縦士団体及び企業等を対象として、管制業務に関する知識の普及活動を推進する。

※令和 5 年度も航空教室、ATS シンポジウム、航空気象シンポジウムなどを開催。

2. その他事業の概要

(1) 出版事業

- ・現行の「航空法の変遷」及び「ICAO 概論」は概ね改定作業を終了した。引き続き「航空管制入門」、「航空管制用語解説」の見直し作業を進め、航空界から求められるような最新版の販売を目指していく。 [自主事業]

(2) コンサルタント事業

- ① 「ネパール国 航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクトにおける飛行方式設計能力強化（航空管制官訓練分野）」 [JICA]

※平成 31 年度からパシフィックコンサルタンツ㈱と共同で実施中のところ、令和 5 年度まで延長されることとなった。

- ② 「成田空港の発着能力向上に係る運用要件調査（継続）」 [NAA]

※令和 5 年度調査研究においては、今年度に受注した「成田空港の発着能力向上に係る要件調査（R4）」を踏まえ、ピーク時間帯（現行 72 回/時）の更なる増枠の実現に向けた管制及び空港運用に係る具体策の調査が行われるものと予想される。

- ③ 「CARATS（将来の航空交通システムに関する長期ビジョン）に関する調査」 [航空局]

※航空局においては、今年度に西日本上下分離後の管制作業負荷算出や空域見直しに関する調査、成田空港の C 滑走路供用後の運用や那覇空港の効率的な運用に関する調査、次世代航空モビリティに関する調査などが、企画競争にて実施された経緯がある。

令和 5 年度においても、CARATS 関連では企画競争による調査が行われるものと予想される。

(3) 英語能力証明試験事業

- ・航空管制等業務に係る語学能力評価試験実施請負 [航空局・防衛省]

※いわゆる英語試験（レベル 4）であるが、航空局・防衛省（陸海空）と専用システム回線を構築して毎年実施している。

※今年度は防衛省からの受注が陸自だけとなつたことから、平成 5 年度は単価引き下げにより競争を勝ち抜くことが喫緊の課題となっている。

(4) 海外事業

- ・「タジキスタン国 性能準拠型航法導入に係る能力開発プロジェクト」
[JICA]

※令和 2 年 4 月から約 3 年間にわたり、タジキスタン航空管制公社に対して衛星を利用した航空機の効率的かつ安全性の高い性能準拠型航法（PBN 航法）の導入に係る能力向上のための支援を行っている。

※本プロジェクトは、新型コロナ感染症拡大の影響により 2024 年 9 月まで延長されることとなった。令和 5 年度は、昨年度に導入した飛行方式設計システムを使い、計画されている空港への PBN 飛行方式の設計から実用化までの作業を加速させ、本格的な成果を上げて行く計画である。

(5) その他

- ・航空局や JICA、或いは空港運営会社などから発注される調査に関して、管制協会が対応できるものについては積極的に入札に参加、可能な限り受注を目指していく。

3. 共益事業

(1) 機関誌「航空管制」を年 4 回編纂・発行 [自主事業]

- ・地方管制官署に所属している編集委員とメール等を介して連携を深め、掲載内容の充実を図っていく。

(2) 法人賛助会員対象の管制施設見学会・意見交換会等を企画 [自主事業]

- ・令和 5 年度も航空局に管制施設の見学に係る協力を要請し、継続して航空交通管制に関する知識の普及活動を推進していく。